

令和7年第5回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月8日(木) 午後2時30分～午後4時10分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員

6 番 山口正則

5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第19号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第20号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第21号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第22号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
農地係副主査	槻木 昇平
農地係職員	大鶴 慎士
振興係長	檜田 敏史
振興係職員	池部 克
浜玉市民センター主査	小楠 裕美
相知市民センター主査	徳島 千恵
北波多市民センター職員	吉田 幸司
肥前市民センター職員	水田 逸誠
鎮西市民センター職員	松尾 幸志郎
七山市民センター主査	内田 昭一

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号6番山口正則委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和7年第5回唐津市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名人に議席番号14番河上和則委員、議席番号15番宮崎隆広委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について5件、議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について2件、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について10件、議案第22号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、計18件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたい

と思います。

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第19号から22号までの議案18件でございます。なお傍聴の方は自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをさせていただきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,444平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為協議、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大50センチの

切土を行い、整地し、東側にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、北および西側は既存分を利用、南側には道路側溝を新設し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側新設道路側溝へ流し、汚水は敷地内に新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員

失礼します。今月の1日の日に東部調査会のメンバーで現地を確認いただきました。資料図の1ページにありますように、〇〇〇〇のすぐそばになります。この1ページの資料図にはついてませんが、北のほうには〇〇の〇がございまして、非常に交通の便のいい所で、宅地化が進んでいる所でございます。現場を確認いただきまして、実は後で出てくる分と1枚の畑だったのを分筆してこのような形になってるんですけども、既に道路より嵩上げされた畑となっておりまして、特に問題ないだろうということでございました。慎重審議よろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1, 4 6 1 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為協議、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 5 5 センチの

切土を行い、整地し、西側にはコンクリートブロックを新設し、土留めを行い、北および東側は既存分を利用、南側には道路側溝を新設し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側新設道路側溝へ流し、汚水は敷地内の新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 すみません。古賀でございます。これも先ほどと同じように5月1日に東部調査会のメンバーで現地を確認いただきました。先ほどの整理番号1番のちょうど東側半分ということになるわけでございます。条件は全く先ほどの1番と同じでございます。調査会としては特に問題はないだろうということでした。慎重審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2 0 8 平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、自動車整備工場および事務所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については許可が必要なことを知らずに先代が 1 9 7 5 年、昭和 5 0 年頃、申請地を借りて整備工場、事務所を建てて利用しており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、今回は特にありません。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は既存道路側溝へ流し、汚水は汲取りされており、今後も同様に利用される計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

	見書が提出されています。
	立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。
	整理番号3番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
白津知範委員	7番の白津です。5月1日に東部調査会で調査をいたしました。この場所は、ちょうど交差点の角でもあり、50年ぐらい前から既に整備工場ができており、宅地だろうと思っておりましたけれども、そのまま変更できてないままになっていたということで、始末書を提出されております。調査会ではよかろうということで許可を得ておりますので、報告をいたします。審議のほうをよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明しま

す。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、275平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.6メートルの盛土、30センチの切土を施し、整地し、東側はコンクリートブロックを新設し、南側はL型擁壁を新設して土留めを行い、北東側道路を出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の雨水桝から排水設備を通り、北東側の既存道路側溝へ流す計画です。汚水については新設排水設備を介して北東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項3番に該当します。

許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

井手創一委員 はい。4番の井手です。5月2日に現地確認をいたしました。申請地は住宅が点在している地域で住宅建設には適した場所です。調査会では問題なしということで異議等はありませんでした。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、251平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、農業用倉庫および駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等に

については、資料図の 13 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、施設は既存のまま利用し、土地代金のみ発生するため、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、平成元年頃から農業用倉庫および付帯の駐車場として利用されており、当該施設の面積が2アール未満のため、許可不要の特例に該当します。今回所有者が離農により近隣の農業者へ名義変更されるものであります。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで既存の雨水桝および側溝を介して東側道路の排水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

井手創一委員 はい。4番の井手です。5月2日に現地確認をいたしました。現地は資料図のとおりで、議案書の転用目的および理由

のとおり、権利の移動による転用申請ということで、調査会では異議等はありませんでした。ご審議のほどをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集３ページ、議案第２０号農地法第４条の規定による許可申請について整理番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の３ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田１筆、面積は、１４４平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、貸駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の１６ページから１８ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については許可が必要なことを知らずに軽トラック等を止めていた場所を貸してほしいと要望を受け、近所の方が駐車場として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、土木委員長および区長より異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここは私もあまりよく知らなかったんですけれども、貸してあるというか無断駐車というか、そういうふうなぐらいにしか思っていなかったんですけれども、今説明があったようなことで、6日の日に確認いたしましたところ、皆さん問題ないだろうということでございましたので、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。次に議案集 3 ページ、整理番号 2 番を議題とします。
それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 2 筆、畑 4 筆、面積は合計で 1, 0 7 1 平方メートルです。現況は、樹木、野菜畑になっております。目的は、共同住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 1 9 ページから 2 1 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明書および融資予定証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為、道路工事施工、法定外公共物水路改築申請、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 7 0 センチの盛土を施し、整地し、周囲には L 型擁壁およびコンクリートブロックにて土留めを行い、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して南西側の水路へ流し、汚水も敷地内に新設する排水設備を介して北東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、土木委員長および区

長より異議なしの意見書が提出されています。なお、転用履行に際し、被害防除の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも6日に現地調査をいたしまして、住宅地に囲まれた所ありますので、何も問題ないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集4ページ、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について整理番号1番から議案集5ページ整理番号10番までを議題とします。この10件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の４ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、計１０件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書１ページから５ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。それではここでしばらく休憩をとりたいと思います。再開の時間を１５時４５分といたします。

~~~~~○~~~~~

１５時２５分 休憩

１５時４５分 再開

~~~~~○~~~~~

それではお揃いのようでございますので、会議を再開いた

します。

議案集 6 ページ、議案第 22 号農地中間管理事業による農
用地利用集積計画等の促進計画（賃借権）について筆番号 1
番から議案集 7 ページ筆番号 20 番までを議題とします。そ
れでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 6 ページをご覧ください。修正がございま
して、議案書 No. 2 の契約農地情報の地番について〇〇〇〇の
〇となっておりますが、正しくは甲の〇〇〇〇の〇です。申
し訳ございませんが、追記をお願いいたします。筆番号 1 番
から 20 番まですべて賃借権の設定に関する案件です。申請
農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は、議案書
に記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 11 ペー
ジをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地
中間管理事業法第 18 条第 5 項各号に該当し、判断要件を満
たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。（古賀委員「は
い。」）古賀委員。

古賀由紹委員

すみません。古賀でございます。初歩的なことをお尋ねし
たいんですけども、今回の案件の中で地域計画のことにつ
いて別冊のほうで整理いただいております。『未定』とか『担
い手』とか整理をいただいている中で、地域計画の対象とな
っていない所の分は『外』ということで整理をいただいております。

ます。地域計画がない所についても中間管理事業でこういうかたちで対応していただくということは誠にいいことではないかというふうに想像をしているところでございますが、お尋ねしたいのが、これまでの基盤強化法に基づく集積を法律が改正されて中間管理事業に一元化された、それに伴ってこれまで農業委員会のほうで手続きをやっていただいていた分が、すべて農業公社を経由したものに一元化されたということなんですけれども、その時に国の考えとして聞き及んだ話としては、地域計画で既に誰にこの農地を担ってもらうというかたちができあがって、それを中間管理機構が仲立人となってお世話するから、今回一元化しても農業公社での経費が増えるわけではないのではないかとということで、予算は増やさないでそのまま突っ走られたと聞き及んでおります。その中で、本県の農業公社のほうでは、こういう地域計画の対象となっていない農地についてもやっていただけるというのはありがたい話なんですけれども、本当に農業公社は大丈夫かなという思いもあって、もしそのあたりを事務局のほうで聞いてあることがあればお教えいただきたいというふうなお願いでございます。以上でございます。

振興係長

はい。お答えをいたします。まずこの地域計画に入っていない農地について同じ中間管理事業を利用することができるのかということに関しましては、できるということとなります。地域計画の区域内に入っております場合は、地域計画を定めた市町村に意見を聞くというふうに定められておりまして、

地域計画が定められていない区域の貸し借りにつきまして
は、公告等を行いまして、広く意見を聴取して、意見が出なければ促進計画を定めるということが同じ法律内で定められておりますので、そこについて地域計画が定まっている、定まっていないの区別はございません。こちらにつきまして佐賀県農業公社の仕事が増えるのではないかということにつきましては、これが令和５年度の農業経営基盤強化促進法の改正と同時に変えられた中間管理事業の法律の改正でもう既に同じようにできることとなっておりますので、令和７年度をもって急に佐賀県農業公社の仕事が増えたわけではないというふうにご理解いただいてよいかと思います。よろしいでしょうか。

古賀由紹委員
議長

はい。

ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集７ページ、筆番号２１番から２３番を議題とします。この案件につきましては、議席番号５番大場將夫委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって大場委員の退席を求めます。

【大場委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の7ページ、筆番号21番から23番までの賃借権の設定に関する案件でございます。申請農地および貸し借りの内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりです。調査書の12ページをご覧ください。この12ページのとおりに判断要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで大場委員の入室を許可します。

【大場委員入室】

大場委員にお知らせします。筆番号21番から23番につきましては、原案どおり決しましたので、お知らせをします。それでは以上をもちまして議案第19号5件、議案第20号2件、議案第21号10件、議案第22号1件、計4議案18件は、いずれも原案どおり可決しました。委員の皆さんには長時間にわたってのご審議をいただきありがとうございました。

